

## 九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 九州佐賀国際空港活性化推進協議会（以下「協議会」という。）は、飛行機に乗らない人にも九州佐賀国際空港（以下「佐賀空港」）を訪れてもらうことで佐賀空港に対する認知を拡大するとともに、佐賀空港に親しみを持ってもらい、将来的な空港利活用につなげるため、予算の範囲内において、九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）を準用し、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 補助の対象となる団体等（以下「補助事業者」という。）は、佐賀県内、福岡県南西部地域、熊本県北部地域、又は就航先エリアの団体とする。

2 補助事業者は、自己又は組織の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項第2号から第7号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 補助事業者は、宗教活動又は政治活動を主たる目的としてはならない。

### (交付決定の取消し等)

第3条 協議会は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 協議会は、補助事業者が第2条第2項、第3項及び第4項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

### (補助対象事業)

第4条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金企画提案募集要領」に基づき、補助事業者が実施する事業とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、次の表のとおりとする。

補助区分	対象経費	補助率	補助限度額
「小中規模イベント」部門 ※「大規模イベント」部門以外のイベント	第4条に該当する事業に要する経費のうち、人件費、消耗品費、印刷製本費、広告費、報償費、通信・運搬費、保険料、委託費（事業費全体の3割以内）、使用料・賃借料、その他必要と認められる経費。 ただし、記念品代やお土産代等の交際費、接待や交流会などの飲食費（※参加者に対する軽微な飲食費は除く）、備品購入費、組織運営のための管理費・実施団体の構成員の人件費、旅費及び仕入れに係る経費（物販等の場合）は除く。	2分の1以内	10万円 ※マイエアポート宣言事業所に登録している事業所は 15万円
「大規模イベント」部門 ※参加者見込み1,000人以上、または対象事業費100万円以上のイベント			100万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、協議会が別に定める期日までとし、その提出部数は1部とする。
- 3 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。
- 4 補助事業者は、第1項の申請をしようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容（補助金の額に影響を及ぼさないもの、又は補助事業の内容を妨げない補助金の額の減額変更を除く）又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、協議会の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ協議会の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに協議会に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

- 2 前項第2号の規定により、協議会に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
- 3 第1項第4号の規定により、協議会に中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 協議会は、必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業遂行の状況について事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

- 2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第4号のとおりとする。

(実績報告)

第9条 実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）30日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 第6条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金等交付請求書は、様式第6号のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

令和 年 月 日  
番 号

九州佐賀国際空港活性化推進協議会 会長 様

申請者  
住 所  
団体名  
氏 名

令和 年度 九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金交付申請書

下記のとおり、九州佐賀国際空港イベント促進事業を実施したいので、佐賀県補助金等交付規則及び九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業計画書（別紙1）
- 3 誓約書（別紙2）

事業計画書

1 概要

部門	(1)「小中規模イベント」部門 (2)「大規模イベント」部門
事業(イベント)名	
実施日時	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 日間 ) : ~ :
実施場所	
実施概要	※企画内容、実施方法等について具体的に記入してください。
参加(集客)見込数	参加者: 名、スタッフ・関係者: 名
参加費徴収予定	なし・あり(一人当たり 円)
イベント周知方法	
問い合わせ先	担当者名: TEL: メールアドレス:

## 2 収支予算書

### ○収入の部

(単位：円)

経費区分	予算額	備考
協議会補助金		
参加費		
自己資金		
計		

### ○支出の部

(単位：円)

経費区分	予算額	備考
人件費 ※組織運営に係るもの以外		
消耗品費		
印刷製本費 広告費		
報償費 ※講師謝金など		
通信、運搬費		
保険料		
委託費		
使用料、賃借料		
計		

※項目は、必要に応じて適宜、追加、削除、修正してください。(任意書式でも可)

## 誓 約 書

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が九州佐賀国際空港活性化推進協議会および佐賀県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 自己又は自社・団体等の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  
- 2 前記1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

住 所

団 体 名

代表者氏名

代表者生年月日 年 月 日

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日  
番 号

九州佐賀国際空港活性化推進協議会 会長 様

補助事業者  
住 所  
団体名  
氏 名

令和 年度 九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け九空活支第 号で補助金交付決定通知のあった九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金について、下記の理由により事業の内容及び経費を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

変更理由

注1) 金額の変更のない変更申請の場合は、〔 〕は削除すること。

注2) 関係書類とは、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるようにすること。

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日  
番 号

九州佐賀国際空港活性化推進協議会 会長 様

補助事業者

住 所

団体名

氏 名

令和 年度 九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金に係る  
補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け九空活支第 号で補助金交付決定通知のあった九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金について、下記の理由により中止（廃止）したいので、佐賀県補助金等交付規則及び九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）する理由
- 2 中止の期間（廃止の始期）

様式第4号（第9条関係）

令和 年 月 日  
番 号

九州佐賀国際空港活性化推進協議会 会長 様

補助事業者  
住 所  
団体名  
氏 名

令和 年度 九州佐賀国際空港イベント促進事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け九空活支第 号で補助金交付決定通知のあった九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金の遂行状況について、佐賀県補助金等交付規則及び九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

事業の遂行状況等 別紙のとおり

様式第4号 別紙（第9条関係）

事業遂行状況

1 事業の遂行状況

2 収支の状況

○収入の部

（単位：円）

経費区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
協議会 補助金				
参加費				
自己資金				
計				

○支出の部

（単位：円）

経費区分	予算額	備考
人件費 ※組織運営に係るもの以外		
消耗品費		
印刷製本費 広告費		
報償費 ※講師謝金など		
通信、運搬費		
保険料		
委託費		
使用料、賃借料		
計		

3 その他参考資料（事業の進捗状況が分かるもの）

様式第5号（第10条関係）

令和 年 月 日  
番 号

九州佐賀国際空港活性化推進協議会 会長 様

補助事業者  
住 所  
団体名  
氏 名

令和 年度 九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け九空活支第 号で補助金交付決定通知のあった九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金について、下記のとおり実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業実績書（別紙）
- 3 事業の成果
- 4 事業完了年月日
- 5 その他必要な書類（事業内容が分かる写真や成果品など）

1 概要

部門	(1)「小中規模イベント」部門 (2)「大規模イベント」部門
事業(イベント)名	
実施日時	令和 年 月 日 : ~ :
実施場所	
実施概要	
延参加数	参加者: 名、スタッフ・関係者: 名
参加費	なし・あり(一人当たり 円)
イベント周知方法	
問い合わせ先	担当者名: TEL: メールアドレス:
その他	

## 2 収支決算書

### ○収入の部

(単位：円)

経費区分	決算額	備考
協議会補助金		
参加費		
自己資金		
計		

### ○支出の部

(単位：円)

経費区分	決算額	備考
人件費 ※組織運営に係るもの以外		
消耗品費		
印刷製本費 広告費		
報償費 ※講師謝金など		
通信、運搬費		
保険料		
委託費		
使用料、賃借料		
計		

※項目は、必要に応じて適宜、追加、削除、修正してください。

※申請と実績が異なる場合は、申請を（ ）で上段に、実績を下段に記載してください。

令和 年 月 日  
番 号

九州佐賀国際空港活性化推進協議会 会長 様

補助事業者 住 所  
団体名  
氏 名

令和 年度 九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け九空活第 号で額の確定通知のあった九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金として、下記の金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び九州佐賀国際空港イベント促進事業補助金交付要綱の規定に基づき、請求します。

記

請求額 金 円

○振込口座

フリガナ			
口座名義			
振込先	銀行 信用金庫		支店
口座種目	普通・当座	口座番号	